

●Zenken

第48回定時株主総会 招集ご通知

Zenken株式会社

(証券コード：7371)

開催日時 2024年9月26日(木曜日) 午前10時

開催場所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター ルームA・B

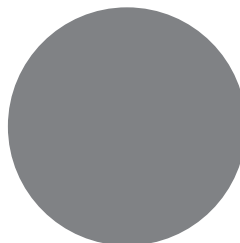
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

議決権行使期限

2024年9月25日(水曜日)午後6時10分

CONTENTS

第48回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	12
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告書	38



株主総会資料の電子提供制度

会社法の改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料の提供は、紙媒体から原則ウェブサイトに変更となりました。

ただし、当社では、資料を従来どおり紙媒体にて株主の皆様へ提供いたします。

なお、株主総会資料の一式は、本招集ご通知でご案内のウェブサイトでご確認いただけます。

証券コード 7371

2024年9月10日

(電子提供措置の開始日 2024年9月4日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目18番1号
住友不動産新宿セントラルパークタワー

Z e n k e n 株 式 有 限 公 司

代表取締役
社 長

林 順 之 亮

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.zenken.co.jp/ir/irlibrary/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により事前の議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知3～4頁に記載のご案内に従い、2024年9月25日（水曜日）午後6時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2024年9月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター ルームA・B |

3. 目的事項 報告事項

1. 第48期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2024年9月25日（水曜日）午後6時10分までに行使してください。

(2) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年9月25日（水曜日）午後6時10分までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

(3) 複数回議決権を行使された場合

インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を省略しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

なお、議決権行使書用紙右下記載のQRコードを読み取ることで議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます（この方法での議決権行使は1回に限り可能です）。

(2) 議決権の行使期限は、**2024年9月25日（水曜日）午後6時10分まで**となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は2024年12月に住友不動産新宿セントラルパークタワー（東京都新宿区）から麻布台ヒルズ森JPタワー（東京都港区）へ本社を移転いたします。それに伴い本店所在地の定款変更をいたします。

当社ではオフィスワークとテレワークを融合させたハイブリッド型勤務を実践しております。今回の本社移転に際してはテレワークの柔軟な働き方を拡充するとともに、オフィス環境がワンフロアになることでオフィスワーク時のコミュニケーションを強化し、社内の多様な価値観を持つ人々が積極的に交流することで、更なるシナジーの追求やイノベーションの創出に拍車をかけます。職場環境を整備することで持続可能な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2024年12月1日とし、効力発生日経過後にこれを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。
(新設)	附則 (本店の所在地変更の時期) 第3条 (本店の所在地) の変更は、2024年12月1日に効力を発生し、その効力発生日をもって本附則は削除する。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はやし じゅんのすけ 林 順之亮 (1965年7月20日生)	1984年4月 インターナショナルラーニングシステムズジャパンリミテッド 1992年3月 株式会社ライトスタッフ 1997年4月 株式会社アントレ設立 代表取締役 サイバーイ株式会社（現 当社） 2001年12月 事業部長 株式会社平成健康物語設立(現 株式会社シェアリング・ビューティー) 2004年11月 代表取締役 2006年1月 当社入社 2013年10月 当社常務取締役 2014年6月 当社代表取締役社長（現任） 2015年7月 ハピライズ株式会社 (現 株式会社サンマリエ)代表取締役	1,388,900株
<p>(選任理由)</p> <p>林順之亮氏は、主力事業のWEBマーケティング事業を立ち上げ軌道に乗せました。2014年に当社の代表取締役社長に就任し、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、業務執行全般を指揮しております。</p> <p>当社経営トップとしての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると考え、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	まつしま せいご 松島 征吾 (1973年11月19日生)	1994年4月 株式会社ライトスタッフ 2005年6月 当社入社 2006年12月 当社営業部長 2016年5月 当社取締役eマーケティング事業本部長 2023年10月 当社取締役人材戦略統括本部長(現任)	328,300株
<p>(選任理由)</p> <p>松島征吾氏は、主力事業のWEBマーケティング事業の成長に貢献しました。2016年にWEBマーケティング事業の担当取締役就任し、組織拡大のため採用を中心に事業の拡大を牽引し、2023年から人事担当取締役に就任しております。</p> <p>WEBマーケティング事業及び採用に関わる幅広い知見と経験を活かし、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると考え、取締役候補者としました。</p>			
3	もとむら たつる 本村 丹努琉 (1980年4月13日生)	2003年4月 TMコーポレーション株式会社 2006年7月 株式会社グリムス 2009年5月 当社入社 2014年4月 当社eマーケティング事業本部バリューイノベーション事業部長 2023年10月 当社取締役eマーケティング事業本部長(現任)	161,100株
<p>(選任理由)</p> <p>本村丹努琉氏は、主力事業のWEBマーケティング事業の更なる成長に貢献しました。2014年にWEBマーケティング事業の事業部長に、2023年からWEBマーケティング事業の担当取締役に就任し、事業の拡大を牽引しております。</p> <p>WEBマーケティング事業に関わる幅広い知見と経験を活かし、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると考え、取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	うえおく よしかず 上奥 由和 (1968年6月10日生)	1997年7月 株式会社ワット・トラベル (現 GIO CLUB株式会社) 2002年4月 株式会社エル・インターフェース 2005年2月 当社入社 2019年6月 一般社団法人海外留学協議会 理事 2019年9月 当社取締役リンゲージ事業本部(現 グローバル教育事業本部)長(現任) 2022年4月 全研ケア株式会社代表取締役(現任) 2023年6月 一般社団法人海外留学協議会 代表理事(現任) 【重要な兼職の状況】 全研ケア株式会社 代表取締役 一般社団法人海外留学協議会 代表理事	126,100株
(選任理由) 上奥由和氏は、2019年に語学事業の担当取締役就任し、事業の安定化に貢献いたしました。 語学事業に関わる幅広い知見と経験を活かし、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると考え、取締役候補者となりました。			
5 【新任】	ぎょうてん くにあき 業天 邦明 (1979年11月15日生)	2005年12月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 2016年8月 経済産業省 2018年9月 有限責任監査法人トーマツ 2019年1月 当社入社 経理部長(現任)	11,087株
(選任理由) 業天邦明氏は、公認会計士として、幅広い知識と経験を有しており、2019年当社入社以降、当社の上場の際に大きな貢献をする等の実績を重ねております。 当事業の幅広い理解と高い専門知識を活かし、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると考え、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6 【新任】	わたなべ のりこ 渡辺 紀子 (1970年4月26日生)	1993年4月 豊田通商株式会社 2006年4月 同社豊田通商天津有限公司 北京分公司食料部部长 2011年4月 縄文アソシエイツ株式会社 2015年6月 ハイドリック&ストラグルズジャパン 合同会社 パートナー (現任) 【重要な兼職の状況】 ハイドリック&ストラグルズジャパン合同会社 パートナー	一株
<p>(選任理由及び期待される役割の概要)</p> <p>渡辺紀子氏は、ハイドリック&ストラグルズジャパン合同会社のパートナーとして、セールス&マーケティングを中心としたグローバルビジネスの経験、人材紹介、コンサルティング業務等に関する活動経験など幅広い経験と深い知識を有しております。</p> <p>客観的・専門的な視点から当社の経営へ有用な助言をいただくことで、当社のダイバーシティ&インクルージョンの実現に向けた活動の推進に寄与いただけるものと考え、社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間特別の利害関係はありません。
2. 渡辺紀子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、渡辺紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 渡辺紀子氏が社外取締役に選任され就任した場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づく責任限定契約を締結する予定であります。この契約内容の概要は、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とするというものであります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害について填補の対象とするものであります。各取締役候補者は、選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 代表取締役社長である林順之亮氏の所有株式数は、資産管理会社である株式会社ICが保有する株式数を含んでおります。
7. 業天邦明氏の所有する当社株式は、従業員持株会を通じての保有分を含んでおります。本議案をご承認いただき、同氏が取締役に就任した場合には、従業員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理を行う予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役前川健嗣氏及び佐藤孝幸氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1 【新任】	<p style="text-align: center;">たかはし たかし 高橋 卓</p> <p>(1968年7月10日生)</p>	<p>2009年10月 株式会社ヒューマントラスト 取締役</p> <p>2017年10月 エールスペック株式会社 専務取締役兼COO</p> <p>2021年1月 CXO倶楽部株式会社 代表取締役(現任)</p> <p>2021年2月 株式会社ショーケース 顧問(現任)</p> <p>2022年7月 ReYuu Japan株式会社 取締役(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 CXO倶楽部株式会社 代表取締役 ReYuu Japan株式会社 取締役</p>	1,900株
<p>(選任理由) 高橋卓氏は、CXO倶楽部株式会社の代表取締役であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 【新任】	かつれん こうじ 勝連 孝司 (1992年12月9日生)	2018年12月 長島・大野・常松法律事務所入所 2022年12月 株式会社タビグラ設立 代表取締役就任（現任） レガリア法律事務所設立 2023年4月 同所代表弁護士就任（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社タビグラ 代表取締役 レガリア法律事務所 代表弁護士	一株
(選任理由) 勝連孝司氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 高橋卓氏及び勝連孝司氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、高橋卓氏及び勝連孝司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 高橋卓氏及び勝連孝司氏が監査役に選任され就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害について填補の対象とするものであります。各監査役候補者は、選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の位置づけが「5類感染症」に移行されて以後、経済活動の正常化が進んでおりますが、原材料の価格高騰や円安傾向も続いております。そのようななか、景気は、このところ足踏みもみられますが、緩やかに回復しております。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要があります。また、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。その他、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響にも十分注意する必要があります。世界経済や国内景気、企業収益への影響は、依然として先行きの見通しが不透明な状況が続いております。

当社グループでは、グローバル・インバウンド（日本国内における国際化）に向けて、「IT（コンテンツマーケティング事業、メディア事業）」「語学（法人向け語学研修事業、留学斡旋事業、日本語教育事業）」を中心に事業展開を推進してまいりました。

これらの事業を推進するなかで、我が国においては、よりいっそう生産年齢人口の減少が進み、労働力の減少が深刻な社会課題となってまいりました。このような、事業環境の変化を踏まえて、当社グループの事業展開、経営資源配分等の意思決定プロセスを見直し、当連結会計年度より注力分野を「マーケティング」と「海外人材」に定めて事業を推進していくことといたしました。

「マーケティング」では、WEBマーケティング事業として、主にWEBを用いて営業面の労働力の減少を補うべく、従来のコンテンツマーケティング事業とメディア事業の連携を強化して事業を推進しております。また、「海外人材」では、海外人材事業として、主に海外のIT人材、介護人材を国内企業へ紹介し定着を支援（語学教育等）することにより労働力の減少を補うべく事業を推進しております。具体的には、従来の海外IT人材事業と海外介護人材事業、語学（法人向け語学研修事業、留学斡旋事業、日本語教育事業）の連携を強化して事業を推進しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,627,103千円と前期と比べ1,431,208千円（20.3%）の減収、営業利益は349,699千円と前期と比べ506,978千円（59.2%）の減益、経常利益は390,835千円と前期と比べ493,850千円（55.8%）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は243,537千円と前期と比べ183,453千円（43.0%）の減益となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、セグメントを従来の「IT」「語学」「不動産」の3セグメントから、「マーケティング」「海外人材」「不動産」の3セグメントに変更しております。このため、前連結会計年度との比較・分析については、セグメント変更後の数値に組み替えて比較を行っております。

a. マーケティングセグメント

当セグメントの主力事業は、主に「WEBマーケティング事業」として、WEB検索市場におけるマーケティング戦略を通じ、クライアントに対する集客支援を中心に行っております。

当連結会計年度においては、主に専門メディアの少ないニッチな市場（例えば、電機・機械等のBtoBの業種）のメディアを中心に245件の公開を行いました。前期と比べ35件の減少となりました。また、運用メディア数につきましては、メディアの公開数が伸び悩んだことや、一定程度、解約も生じていることもあり、970件と前期と比べ181件の減少となりました（平均継続期間43.4カ月）。

BtoB（電機・機械等）の業種については、既存のメディアと比較して規模が大きくなるケースが多く、まだ専門メディアのない業種も多いため、引き続き市場開拓を進めておりましたが、公開メディア件数が、前期を下回る水準となっております。また、運用メディアの件数に関しては新規公開を上回る既存の運用メディアの解約の影響により、前期を下回る水準となっております。一方で、前期と比べ、人員の増強に伴う人件費が62,769千円等と増加しつつも外注費の削減等、費用の見直しを進めております。

その結果、マーケティングセグメントの売上高は3,815,777千円と前期と比べ334,143千円（8.1%）の増収、セグメント利益は906,843千円と前期と比べ223,039千円（19.7%）の増益となりました。

b. 海外人材セグメント

当セグメントでは、主にIT・介護の海外人材の紹介や美容業界に特化した求人を紹介する「美プロ」などのメディアの運営等を行う人材事業のほか、法人向け語学研修や、留学斡旋、日本語教育等を行う教育事業を行っております。

（人材事業）

人材事業における当連結会計年度の売上高は、545,844千円と前期と比べ33,875千円（6.6%）の増収となりました。

ITの海外人材事業に関しては、主に新卒のIT人材の紹介と中途採用の人材紹介を行っております。前者の新卒のIT人材紹介では、インドのIT都市ベンガルールの上位大学と提携し（Indian Institute of Technology Hyderabad、R. V. College of Engineering、B.M.S. College of Engineering等）日本企業への就労を希望する学生と、IT人材不足に悩む日本の企業とのマッチングを進めております。当連結会計年度においては、77名（前期比32名増）の日本企業への入社が実現しております。

また、後者の中途採用の人材紹介では、2022年10月に試して採用できる新しい採用プラットフォーム「Yaaay」をリリースし、世界中に存在する日本企業への就労を希望する海外IT人材を集めた豊富な登録人材データベースを活かして、即戦力となる海外IT人材と日本企業とのマッチング機会の拡大にも取り組んでおります。当連結会計年度においては、データベースへの登録者数は4万人を超え、日本企業の求人掲載も進み始めております。

その結果、売上高は前期と比べ48,113千円増収となりました。

介護の海外人材事業に関しては、2023年3月にインド国家技能開発公社（National Skill Development Corporation、以下NSDC）の100％子会社であるNSDC International Limited（以下NSDCI）と覚書を締結したこと等もあり、34名の人材の内定承諾を得ております。

(教育事業)

教育事業における当連結会計年度の売上高は、798,657千円と前期と比べ64,423千円(7.5%)の減収となりました。法人向け語学研修事業等においては、受注の伸び悩み等もあり売上高が前期と比べ77,677千円減収となりました。

その結果、売上高は1,344,501千円と前期と比べ30,548千円(2.2%)の減収、セグメント損失は111,725千円(前期のセグメント損失は122,578千円)となりました。

c. 不動産セグメント

当社グループの不動産セグメントにおきましては、「全研プラザ」、「Zenken Plaza II」の賃貸を中心に行っております。

その結果、不動産セグメントの売上高は465,624千円と前期と比べ8,189千円(1.7%)の減収、セグメント利益は319,512千円と前期と比べ13,580千円(4.1%)の減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資及び重要な設備の除却又は売却はありません。

2025年6月期については、株主総会参考書類「第1号議案」に記載のとおり、現在の住友不動産新宿セントラルパークタワー（東京都新宿区）から麻布台ヒルズ森JPタワー（東京都港区）へ本社を移転することを予定しております。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
本社 (東京都港区)	—	本社移転に 伴う設備等	未定 (注) 1	184	自己資金及び 借入金	2024年 10月	2024年 11月

- (注) 1. 投資予定金額の総額については、建築工事費等が未確定であるため、未定であります。
2. 2024年12月1日に東京都新宿区から東京都港区に本社移転を予定しております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 優秀な人材の採用と育成

当社グループが、事業を拡大、経営の強化を実現していく上で、必要な人材の継続的な確保と育成は最重要課題の一つです。多様なバックグラウンドを活かして、様々な挑戦を続け、自ら主体性をもって決断し、あらゆる課題解決の立役者になれる人材を採用・育成するとともに、多様な人材がそれぞれの特性や能力を最大限に活かせるような社内環境の整備にも取り組んでまいります。

② 新規事業の展開

少子高齢化の進行により、日本の生産年齢人口（15～64歳）は1995年をピークに減少しており、2050年には5,540万人（2023年から25.1%減）に減少すると見込まれております（出所：内閣府（2024）「令和6年版高齢社会白書」）。生産年齢人口の減少により、労働力の不足、国内需要の減少による経済規模の縮小など様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念されており、当社グループは、日本の生産年齢人口の減少による労働力不足を解消することを目指し、特に人手不足が深刻な介護の分野で新規事業としての海外介護人材事業を展開しております。

海外介護人材事業では、主にインド・インドネシアの介護分野における特定技能人材を現地の政府系機関や人材送出機関と提携し、紹介を進めております。人材紹介のみならず、日本語教育力を強みとして、介護福祉士の資格取得を目指した5年間に亘る独自の語学教育プログラムも提供し、長く日本で働くことができる人材の育成にも努めております。子会社の全研ケア株式会社にて、実際に海外介護人材を受入れ、人材の受入れと定着のロールモデルとすることで、他の介護施設の受入不安を解消し、取引拡大に繋げております。

2024年7月には、株式会社第一興商との間で、インドを中心とした外国人の介護レクリエーション人材の育成に向けた業務提携を締結するなど、今後の事業発展に向けて新たな進展もありました。

今後も上記事業のみならず、継続して新規事業の開拓が必要と考えております。そのためには社内リソースの活用だけでなく、外部リソースを活用することも重要と考えており、事業提携やM&A等のあらゆる可能性を検討してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第45期 (2021年6月期)	第46期 (2022年6月期)	第47期 (2023年6月期)	第48期 (2024年6月期)
売 上 高	6,216,577 千円	7,705,619 千円	7,058,312 千円	5,627,103 千円
経 常 利 益	1,320,014 千円	2,349,708 千円	884,686 千円	390,835 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	956,803 千円	1,584,198 千円	426,991 千円	243,537 千円
1株当たり当期純利益	85.14 円	133.40 円	35.49 円	20.07 円
総 資 産	13,506,420 千円	15,288,077 千円	14,370,710 千円	14,287,982 千円
純 資 産	10,679,327 千円	12,147,209 千円	12,354,756 千円	12,233,254 千円
1株当たり純資産額	901.02 円	1,013.73 円	1,010.43 円	1,009.11 円

(注) 第46期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第46期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。第47期に連結子会社であった株式会社サイシードを売却した影響等もあり、第48期は減収減益になりました。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
全研ケア株式会社	80,000 千円	100.0 %	海外人材

(7) 主要な事業内容

事 業	事 業 内 容
マーケティングセグメント	・WEBの集客メディアのコンサルティング、制作、編集、運用までをワンストップで提供するWEBマーケティング事業
海外人材セグメント	・主にIT・介護の海外人材の紹介等、美容業界に特化した求人メディア「美プロ」などのメディアの運営等を行う人材事業 ・法人向け語学研修、留学斡旋、日本語学校の運営等を行う教育事業
不動産セグメント	・当社が所有するオフィス用ビル「全研プラザ」及び「Zenken Plaza II」の賃貸

(8) 主要な営業所（2024年6月30日現在）

本 社	東京都新宿区
オ フ ィ ス	グローバル教育事業本部名古屋オフィス（愛知県名古屋市）
	グローバル教育事業本部大阪オフィス（大阪府大阪市）
	eマーケティング事業本部沖縄オフィス（沖縄県那覇市）

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年10月1日付で、「全研本社株式会社」から「Zenken株式会社」に商号変更しております。

(10) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
475名	8名増

(注) 上記の人数には臨時従業員の人数を含みません。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	494,048 千円
株式会社三菱UFJ銀行	60,000 千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 44,840,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,122,800株（自己株式170,000株を除く）
- (3) 株主数 3,315名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
吉 澤 信 男	5,660,000 株	46.68 %
株式会社IC	700,000	5.77
林 順 之 亮	688,900	5.68
OCORIAN TRUST (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE ON BEHALF OF HAYATE JAPAN EQUITY LONG-SHORT FUND A SUB-FUND OF HAYATE JAPAN UNIT TRUST	402,700	3.32
松 島 征 吾	328,300	2.70
谷 口 和 則	275,100	2.26
内 藤 征 吾	184,100	1.51
本 村 丹 努 琉	161,100	1.32
MSIP CLIENT SECURITIES	145,900	1.20
株式会社アームフィールド	139,700	1.15

- (注) 1. 株式会社ICは当社代表取締役社長である林順之亮氏が株式を保有する資産管理会社であります。
2. 持株比率は、自己株式（170,000株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により発行済株式の総数が65,600株増加しております。

また、当社は、株主還元の充実と資本効率の向上を図るため、会社法第459条第1項及び定款第43条の定めにより、2023年8月10日の当社取締役会決議に基づき、2023年8月14日から2024年2月14日の間、市場取引により、170,000株（発行済株式総数に対する割合は1.38%）の自己株式を総額95,980,100円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年6月30日時点）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 順之亮	
取 締 役	松 島 征 吾	人材戦略統括本部長
取 締 役	本 村 丹 努 琉	eマーケティング事業本部長
取 締 役	上 奥 由 和	グローバル教育事業本部長 全研ケア株式会社 代表取締役 一般社団法人海外留学協議会 代表理事
取 締 役	鷲 谷 将 樹	管理本部長
取 締 役	増 淵 勇 一 郎	AZX総合法律事務所 パートナー弁護士
常 勤 監 査 役	上 原 浩 一	
監 査 役	前 川 健 嗣	税理士法人未来会計社 代表社員 前川健嗣公認会計士事務所 所長
監 査 役	佐 藤 孝 幸	佐藤経営法律事務所 代表弁護士 AI inside株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社TORICO 社外監査役

- (注) 1. 増淵勇一郎氏は社外取締役であります。
2. 前川健嗣氏及び佐藤孝幸氏は社外監査役であります。
3. 監査役前川健嗣氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、法定監査業務及び各種税務・会計コンサルティング業務での長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役佐藤孝幸氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通し、米国公認会計士としての実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役増淵勇一郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 監査役前川健嗣氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
6. 監査役佐藤孝幸氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
7. 取締役増淵勇一郎氏及び監査役前川健嗣氏並びに監査役佐藤孝幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、全ての取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害について填補の対象とするものであります。但し、被保険者の故意による背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為又は故意による法令違反の場合等、保険契約に定められた免責事由に該当する損害は填補の対象となりません。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年9月30日開催の第43回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年9月28日開催の第41回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で取締役会の決議に基づき代表取締役社長の林順之亮氏に一任し、代表取締役社長の林順之亮氏は、各役員職務の内容、実績・成果などを勘案して個人別の取締役報酬の具体的な支給額、支給時期等を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。なお、管理部門を管掌する取締役が報酬原案を作成する等、委任された権限が適切に行使されるための措置を講じております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	105,093 (4,200)	105,093 (4,200)	—	—	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,135 (6,000)	12,135 (6,000)	—	—	3 (2)

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	増 淵 勇 一 郎	当期開催の取締役会17回全てに出席しました。弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っています。 弁護士としての豊富な経験・識見を活かし、取締役会において専門的見地から提言を行い、経営の監督に適切な役割を果たし、期待に応えております。
監査役	前 川 健 嗣	当期開催の取締役会17回全てに出席しました。公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜発言を行っています。 同様に、当期開催の監査役会には、12回全てに出席しました。 監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
監査役	佐 藤 孝 幸	当期開催の取締役会17回全てに出席しました。弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っています。 同様に、当期開催の監査役会には、12回全てに出席しました。 監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000	千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000	千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた会計監査計画の内容、前年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況及び報酬の前提となる見積りの算出根拠などを精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、経営上重要な課題である取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について取締役会で決定し、厳格な運用を行うものとし、なお、本方針は当社の全役職員に適用されるものとし、

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、法令を遵守し、社会規範に沿った事業活動を行うことを念頭に、企業理念や行動指針を定め、業務を適正に遂行するために「リスク・コンプライアンス規程」等の社内規程の整備を実施し、周知徹底を図ります。
 - ・ 前項のコンプライアンス体制の継続的な強化のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、必要な場合は社外専門家も含めた体制で関連制度の整備、見直しを行っております。
 - ・ 内部監査室を設置し、コンプライアンスの状況について内部監査を行い代表取締役社長に報告します。
 - ・ 監査役は、取締役の職務執行、内部統制システムの整備・運用状況等を、独立した立場で監査します。
 - ・ 社内及び外部の法律事務所を窓口とする内部通報窓口を設置することにより、不正行為について情報を迅速に把握し、対処することとします。
 - ・ 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等と連携し、毅然とした態度で組織的な対応を行うため、「反社会的勢力排除規程」を制定し、周知徹底を行っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録をはじめとする重要な文書及び情報等を、法令及び「文書保管管理規程」等の社内規程に従って適切に保存・管理します。取締役及び監査役は必要に応じこれらの書類を閲覧することとしております。

- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ・環境、災害、情報等、事業運営上の様々なリスクを把握し未然に防止するため、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。半年に1回定期開催されるリスク・コンプライアンス委員会ではリスクの洗い出し、未然防止策を構築するとともに、リスクが表面化した際の迅速な対応、再発防止も含めリスクを総括的かつ個別的に管理します。必要に応じて臨時のリスク・コンプライアンス委員会も開催しております。情報セキュリティについては、関連規程を整備し、取締役及び従業員に対し、情報の取扱い・漏洩防止について周知徹底しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、原則として毎月開催される取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し戦略決定、重要な業務執行の決定等を行うとともに、取締役の職務執行を監督します。業務の執行については、社内規程を定めることにより組織、業務分掌、職務権限等を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適切な意思決定、職務執行を行うことにより、職務の効率的な執行体制を確保します。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、子会社を統括する主管部署を定め、独立性を尊重しつつ連結会社経営に関する社内諸規程に従い経営管理及び指導にあたり、原則として取締役や監査役を派遣して業務の適正を確保します。
 - ・子会社における経営上の重要事項に関しては、当社へ報告させるとともに、当社の事前承認を要する事項について取り決めして効率的な体制を構築します。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社は、財務報告の信頼性確保のため、代表取締役社長の指揮のもと、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な場合は是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令との適合性を確保します。

- ⑦ 監査役の補助従業員に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 当社は、監査役の求めにより監査役の職務補助に専従する従業員を配置するものとし、当該従業員は専属として監査役の指揮・命令に従うものとし、人事（評価・異動等）については監査役の同意を得るものとし、当社は、従業員を含む監査役の執行費用（設備・施設含む）について予算を策定します。
- ⑧ 取締役及び従業員による監査役への報告体制等
- ・ 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。
 - ・ 当社及び子会社の取締役及びその他の役職者は、当社及び子会社の業務執行及び事業運営上に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項、又は決定の内容及び結果について監査役に報告するものとし、重要事項には、内部統制システムに関する事項も含まれます。
 - ・ 当社及び子会社の役職員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、遅滞なく監査役に報告するものとし、また、報告を行ったことを理由として、その報告者に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役職員に周知徹底することとします。
- ⑨ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人と定期的な意見交換を行うと同時に、内部監査室と緊密に連携して業務を執行することとします。
 - ・ 代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び監査業務の品質向上を図ります。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備します。

- ⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・取締役会（17回開催）を開催し、法令で定められた事項や各規程に基づく付議事項の審議、決議及び報告を行っております。また、監査役会（12回開催）は、監査方針や監査計画などを決定するほか、取締役の職務執行や法令順守について監査等を行っております。
 - ・リスク・コンプライアンス委員会を開催し、内在するリスクの把握や顕在化する蓋然性等を議論するなど、法令違反や不正行為等の早期発見や未然防止に努めております。また、役員や使用人に対するコンプライアンスの理解を深めるため、リスク・コンプライアンス研修等を行っております。
 - ・「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営管理体制を統括し、子会社の経営状況を当社役員に共有しております。また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施しております。
 - ・監査役は、内部監査室から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて指示を出すなど組織的監査により内部統制システムが有効に運用されているか厳正にチェックしております。また、四半期に一度、監査法人より報告を受けております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長投資による事業拡大を目指すと同時に、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。配当につきましては、各期の業績、財務健全性の維持、将来の事業展開に必要な内部留保の水準等を総合的に勘案しながら、当面の間、年間配当性向40%程度を基準として、継続的かつ安定的に剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記のほかにも基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議では定めず、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

当期につきましては、2024年8月9日開催の取締役会において、期末配当は1株当たり17円とする決議をさせていただきました。2023年11月14日に「業績予想の修正および役員報酬の減額等に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、株主の皆様のご理解を得て、当社の中期成長戦略を応援いただくためにも、配当額については当初予想から変更はしておりません。その結果、配当性向（連結）は84.7%と基本方針に掲げている年間配当性向40%を大きく上回りました。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えとしていくこととしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,806,400	流動負債	1,282,267
現金及び預金	3,605,115	未払金	203,277
売掛金	378,097	1年以内返済予定の長期借入金	148,488
棚卸資産	57,654	未払費用	96,188
その他の	765,532	前受金	552,161
固定資産	9,481,582	未払法人税等	134,066
有形固定資産	7,387,512	賞与引当金	63,531
建物及び構築物	2,911,170	その他の	84,554
減価償却累計額	△1,636,336	固定負債	772,461
建物及び構築物(純額)	1,274,834	長期借入金	405,560
工具、器具及び備品	68,144	繰延税金負債	3,671
減価償却累計額	△41,511	長期預り敷金	292,573
工具、器具及び備品(純額)	26,632	その他の	70,656
土地	6,019,746		
リース資産	76,337		
減価償却累計額	△10,344		
リース資産(純額)	65,993	負債合計	2,054,728
その他の	21,036	(純資産の部)	
減価償却累計額	△20,730	株主資本	12,233,254
その他の(純額)	306	資本金	438,788
無形固定資産	615,705	資本剰余金	622,758
借地権	602,194	利益剰余金	11,267,686
その他の	13,511	自己株式	△95,980
投資その他の資産	1,478,363		
投資有価証券	1,013,334		
繰延税金資産	120,490		
敷金の	200,143		
その他の	171,299		
貸倒引当金	△26,904	純資産合計	12,233,254
資産合計	14,287,982	負債・純資産合計	14,287,982

連結損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,627,103
売上原価	2,678,914
売上総利益	2,948,189
販売費及び一般管理費	2,598,489
営業利益	349,699
営業外収益	
受取手数料	4,860
受取利息及び配当金	18,904
助成金収入	4,559
貸倒引当金戻入額	24,471
その他	1,220
	54,015
営業外費用	
支払利息	2,586
自己株式取得費用	930
為替差損	9,362
	12,879
経常利益	390,835
特別利益	
投資有価証券売却益	49,006
特別損失	
固定資産除売却損	356
投資有価証券評価損	81,876
	82,232
税金等調整前当期純利益	357,609
法人税、住民税及び事業税	134,562
法人税等調整額	△20,491
	114,071
当期純利益	243,537
親会社株主に帰属する当期純利益	243,537

連結株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	437,411	621,381	11,268,692	-	12,327,485
当 期 変 動 額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,377	1,377			2,755
剰余金の配当			△244,544		△244,544
親会社株主に帰属する当期純利益			243,537		243,537
自己株式の取得				△95,980	△95,980
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	1,377	1,377	△1,006	△95,980	△94,231
当 期 末 残 高	438,788	622,758	11,267,686	△95,980	12,233,254

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	有 其 他 証 券 価 差 額 金	そ の 他 の 利 益 包 括 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	27,271	27,271	12,354,756
当 期 変 動 額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			2,755
剰余金の配当			△244,544
親会社株主に帰属する当期純利益			243,537
自己株式の取得			△95,980
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△27,271	△27,271	△27,271
当 期 変 動 額 合 計	△27,271	△27,271	△121,502
当 期 末 残 高	-	-	12,233,254

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,750,045	流動負債	1,259,501
現金及び預金	3,582,309	未払金	197,692
売掛金	347,007	1年以内返済予定の長期借入金	148,488
棚卸資産	57,654	リース債務	2,189
前払費用	81,570	未払費用	88,651
短期貸付金	434,330	未払法人税等	133,486
その他	247,172	前受金	552,161
固定資産	9,500,569	預り金	74,631
有形固定資産	7,239,952	賞与引当金	60,937
建物及び構築物	2,809,512	その他	1,263
減価償却累計額	△1,624,266	固定負債	705,527
建物及び構築物(純額)	1,185,246	長期借入金	405,560
工具、器具及び備品	67,450	リース債務	6,751
減価償却累計額	△40,925	長期預り敷金	292,573
工具、器具及び備品(純額)	26,525	その他	642
土地	6,019,746		
リース資産	9,952	負債合計	1,965,029
減価償却累計額	△1,824	(純資産の部)	
リース資産(純額)	8,128	株主資本	12,285,585
その他	21,036	資本	438,788
減価償却累計額	△20,730	資本剰余金	622,758
その他(純額)	306	資本準備金	382,738
無形固定資産	614,251	その他資本剰余金	240,019
借地権	602,194	利益剰余金	11,320,017
ソフトウェア	12,056	利益準備金	14,012
投資その他の資産	1,646,365	その他利益剰余金	11,306,005
投資有価証券	980,498	繰越利益剰余金	11,306,005
関係会社株	160,000	自己株	△95,980
関係会社出資	32,836		
長期貸付金	50,000	純資産合計	12,285,585
関係会社長期貸付金	104,942	負債・純資産合計	14,250,614
繰延税金資産	120,490		
敷金の他	187,983		
その他	36,518		
貸倒引当金	△26,904		
資産合計	14,250,614		

損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,417,438
売上原価		2,460,226
売上総利益		2,957,211
販売費及び一般管理費		2,594,661
営業利益		362,550
営業外収益		
受取手数料	4,860	
受取利息及び配当金	19,708	
助成金収入	2,992	
貸倒引当金戻入額	24,471	
その他	1,220	53,252
営業外費用		
支払利息	2,586	
自己株式取得費用	930	
為替差損	9,362	12,879
経常利益		402,923
特別利益		
投資有価証券売却益	49,006	49,006
特別損失		
固定資産除売却損	356	
投資有価証券評価損	81,876	82,232
税引前当期純利益		369,697
法人税、住民税及び事業税	133,982	
法人税等調整額	△19,846	114,136
当期純利益		255,561

株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	437,411	381,361	240,019	621,381
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,377	1,377		1,377
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	1,377	1,377	-	1,377
当期末残高	438,788	382,738	240,019	622,758

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	14,012	11,294,987	11,309,000	-	12,367,792	27,271	27,271	12,395,064
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)					2,755			2,755
剰余金の配当		△244,544	△244,544		△244,544			△244,544
当期純利益		255,561	255,561		255,561			255,561
自己株式の取得				△95,980	△95,980			△95,980
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△27,271	△27,271	△27,271
当期変動額合計	-	11,017	11,017	△95,980	△82,207	△27,271	△27,271	△109,479
当期末残高	14,012	11,306,005	11,320,017	△95,980	12,285,585	-	-	12,285,585

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月15日

Zenken株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 聡
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Zenken株式会社（旧会社名 全研本社株式会社）の2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Zenken株式会社（旧会社名 全研本社株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

る。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月15日

Zenken株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 聡
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Zenken株式会社（旧会社名 全研本社株式会社）の2023年7月1日から2024年6月30日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月21日

Zenken株式会社	監査役会
常勤監査役	上原浩一 ㊟
社外監査役	前川健嗣 ㊟
社外監査役	佐藤孝幸 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

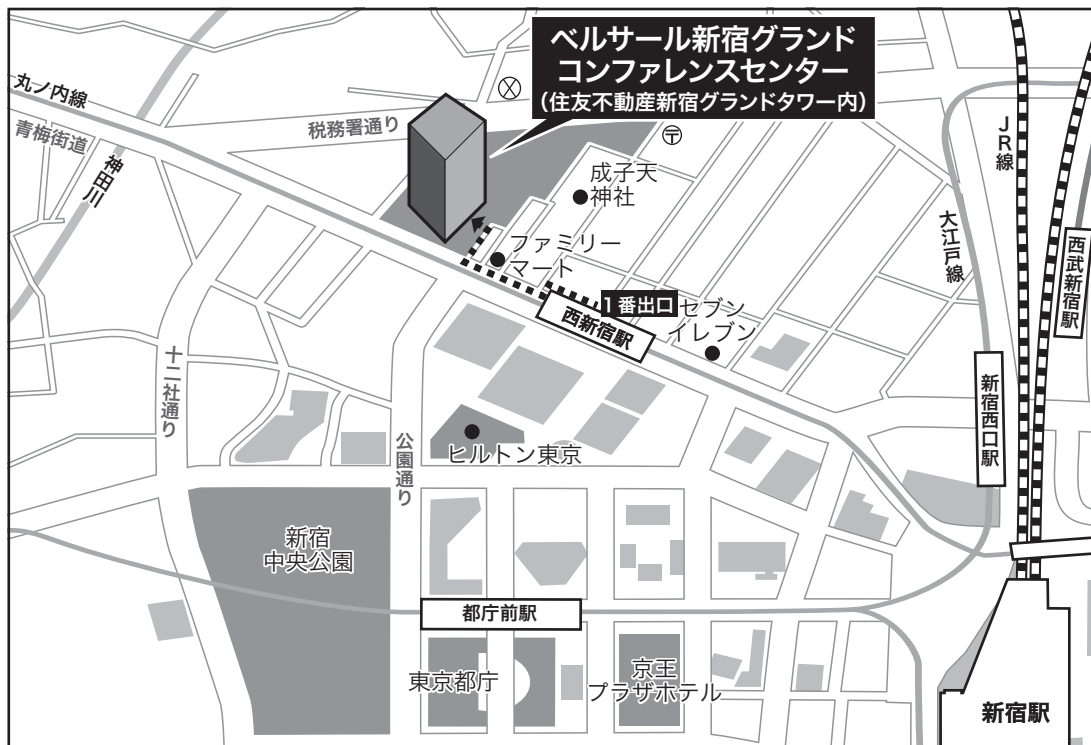
会場

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー5階

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター ルームA・B

TEL 03-3346-1396



交通のご案内

- | | | | |
|-----|------|-----------|-------|
| ● M | 丸ノ内線 | 西新宿駅 1番出口 | 徒歩3分 |
| ● E | 大江戸線 | 都庁前駅 A5出口 | 徒歩8分 |
| | JR線他 | 新宿駅 西口 | 徒歩20分 |

● お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。